

第6章 計画の推進体制

1 関係者会議（連絡協議会）の設置・運営

依存症対策を推進していくに当たっては、国、県、市町村、関係事業者、医療従事者、自助グループ等の様々な関係機関が相互に連携を図ることが重要です。

本県では、地域における課題を把握した上で、令和5年2月に設置した群馬県依存症対策推進協議会を継続的に開催すること等により、関係者から意見を募って、その解決に向けた目標を設定し、有効な施策を展開することに努めます。

2 関連施策との有機的な連携について

依存症関連問題の根本的な解決に当たっては、依存症関連問題に関する施策との有機的な連携が図られることが重要であることから、本県においても、関連する施策で既に設けられている場を活用し、又はそれと連携を図るなど、さらに効果的・効率的な運用も随時検討していきます。

3 計画の見直しについて

アルコール健康障害対策基本法第14条第3項では、都道府県は少なくとも5年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないと定められています。

また、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第3項では、都道府県は少なくとも3年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないと定められています。

本県においても、重点課題に関する目標の達成状況等について進捗状況を把握し、依存症対策の効果について評価を行います。この評価を踏まえ、必要があると認めるときには、群馬県依存症対策推進協議会で意見を募り、この計画を変更するものとします。

また令和8年度（2026年度）に見直される見込みの国アルコール健康障害対策推進基本計画（第3次）及び令和7年度（2025年度）に見直される見込みの国ギャンブル等依存症対策推進基本計画の内容を受けて、この計画も見直す場合があります。